令和３年７月30日

特殊勤務手当（防疫等作業手当）の改正について（提案）

１　提案理由

　国において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第６条第２項及び第３項に定める感染症等の患者の看護等の業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当（防疫等作業手当）のうち、心身に著しい負担を与える業務について手当額の加算措置を講ずる規定が令和３年４月に追加された。

本府においても国と同様の業務に従事した職員に特殊勤務手当（防疫等作業手当）の加算額を支給できるよう、職員の特殊勤務手当に関する条例を改正することとする。

２　改正内容

　　国の取扱いに準じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第２項及び第３項の感染症並びにこれに準ずる感染症に関する特殊勤務手当（防疫等作業手当）のうち、心身に著しい負担を与える業務について手当額の加算措置を講ずる規定（下線部）を追加する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 対象業務 | 対象職員 | 手当額（日額） |
| 防疫等作業手当 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第２項及び第３項の感染症並びにこれに準ずる感染症（※１）に関し、次に掲げる業務に従事したとき。イ　感染症の患者又は感染症にかかっている疑いのある者に接する業務ロ　感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理ハ　感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務 | 保健所総務部人事局健康医療部保健医療室生活衛生室 | 290円 |
|  | 心身に著しい負担を与える業務 （※２） | 100分の100に相当する額を加算 |

※１　感染症のうち、新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事したときの防疫等作業手当については、職員の特殊勤務手当に関する条例附則第２項から第４項までの規定（防疫等作業手当の特例）により支給することから、この改正による手当額の加算措置の対象とならない。

※２　「心身に著しい負担を与える業務」については、人事委員会規則において規定

３　実施時期　条例の公布の日

※ 令和３年９月議会（前半）に条例改正案を提出予定

４　適用日　令和３年４月１日

※２の業務に従事した職員に適用する必要があるため。

５　協議期限　令和３年８月27日